

中能登町介護分野資格取得支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町内に所在する介護保険サービス事業所等における介護人材の確保及び定着を図り、介護サービスの質の向上を支援するために、介護に係る資格取得に要する経費の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険サービス事業所等 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条各項に掲げるサービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援を除く。）若しくは同法第8条の2各項に掲げるサービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売及び介護予防支援を除く。）を提供する事業所又は施設をいう。
- (2) 介護職員 要介護者及び要支援者の身体及び生活介護業務に従事する者をいう。
- (3) 介護職員初任者研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程の研修をいう。
- (4) 介護福祉士実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の知識及び技能又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第21条第3号の知識及び技能を修得するための研修をいう。
- (5) 介護福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法第40条に規定する介護福祉士試験（以下「介護福祉士試験」という。）に合格し、同法第42条第1項に規定する登録（以下「介護福祉士の登録」という。）を受け、同条第2項において準用する同法第30条の規定による介護福祉士登録証の交付を受けた者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、対象経費を負担した者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該年度の前年度の4月1日以降に、介護職員初任者研修を修了し、かつ、申請日において町内の介護保険サービス事業所等に介護職員として就業している者で、当該介護保険サービス事業所等を運営する法人等に直接雇用されている者。
- (2) 当該年度の前年度の4月1日以降に、介護福祉士実務者研修を修了し、かつ、申請日において町内の介護保険サービス事業所等に介護職員として就業している者で、当該介護保険サービス事業所等を運営する法人等に直接雇用されている者。
- (3) 当該年度の前年度の4月1日以降に、介護福祉士となり、かつ、申請日において町内の介護保険サービス事業所等に介護職員として就業している者で、当該介護保険サ

ービス事業所等を運営する法人等に直接雇用されている者。

- 2 第1項の規定にかかわらず、中能登町、国及び他の地方公共団体等から類似の助成（貸付等を含む）を受ける場合は、助成対象者としなない。

（助成対象経費）

第4条 助成対象経費は、申請日の属する年度の前々年度の4月1日から申請日までを支払われたもので、次の各号に掲げる資格の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- （1） 介護職員初任者研修 介護職員初任者研修に係る受講料及び教材費
- （2） 介護福祉士実務者研修 介護福祉士実務者研修に係る受講料及び教材費
- （3） 介護福祉士 介護福祉士試験の受験対策講座に係る受講料（テキストの購入、模擬試験の受験等に係る費用を含む。）、介護福祉士試験の受験に係る手数料及び介護福祉士の登録に係る手数料

（助成金額）

第5条 助成金の額は、助成対象経費の総額（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号ロに規定する介護員養成研修事業者、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校若しくは都道府県知事の指定した養成施設又は就業先の介護保険サービス事業所等を運営する法人等から当該助成対象経費について助成等を受け、又は受ける予定である場合にあっては、助成対象経費の総額から当該助成等を受け、又は受ける予定である額を控除した額）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる資格の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- （1） 介護職員初任者研修 5万円
- （2） 介護福祉士実務者研修 5万円
- （3） 介護福祉士 5万円

- 2 助成は、同一の資格の区分に対して1回限りとする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、当該研修を修了した日（介護福祉士においては登録日）の属する年度の翌年度の末日までに中能登町介護分野資格取得支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（交付決定等）

第7条 町長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、助成の可否を決定し、中能登町介護分野資格取得支援事業助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（交付請求）

第8条 前条の規定により、助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、速やかに中能登町介護分野資格取得支援事業助成金交付請求書（様式第3号）により町

長に請求しなければならない。

(交付)

第9条 町長は、前条の規定による請求を受けた時は、速やかに助成金を交付する。

(決定の取消し)

第10条 町長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第6条の規定による申請後、6箇月以内に次に掲げる事由によらない退職等をしたとき。

ア 死亡または疾病等により、業務に従事することができなくなった場合。

イ 介護保険サービス事業所等の都合により、業務に従事することができなくなった場合。

ウ 家庭の事情等により、他の介護保険サービス事業所等に転職することになった場合。

エ その他、特に町長が認める事由

- (3) この要綱又は交付の条件に違反したとき。

(助成金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、中能登町介護分野資格取得支援事業助成金返還命令書(様式第4号)により、返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から適用する。

(失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定による申請がなされたものについては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

中能登町介護分野資格取得支援事業助成金交付申請書

年 月 日

中能登町長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

中能登町介護分野資格取得支援事業助成金の交付を受けたいので、中能登町介護分野資格取得支援事業助成金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり関係書類を添付して申請いたします。また申請日現在においても下記事業所で就業している事を併せて申し立てます。

記

受講者氏名			生年 月 日	年 月 日
就 業 先 事 業 所				
取 得 資 格	☐ 介護職員初任者研修 ☐ 介護福祉士実務者研修 ☐ 介護福祉士 ※該当する口をチェックしてください			
研 修 期 間	始期	年 月 日	開始	介護福祉士登録日
	終期	年 月 日	終了	年 月 日
経 費 内 訳	介護職員初任者研修に係る受講料及び教材費			円
	介護福祉士実務者研修に係る受講料及び教材費			円
	介護福祉士試験の受験対策講座の受講料及び教材費			円
	介護福祉士試験の受験に係る手数料			円
	介護福祉士の登録に係る手数料			円
	控除額（※1）			円
	合計			① 円
助 成 金 交付申請額	①×助成率（2 分の 1）又は限度額（低い額）（※2）			円

※1 控除額の欄は、介護員養成研修事業者、学校若しくは養成施設又は就業先の介護保険サービス事業所等を運営する法人等から助成等を受け、又は受ける予定である場合に、当該助成等を受け、又は受ける予定である額を記入し、当該額を差し引いてください。

※2 助成額は①の 2 分の 1 に相当する額（100 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）で、限度額は、各資格区分毎に 5 万円です。

【添付書類】

- ・就業証明書（申請日の 1 ヶ月以内に証明されたもの）
- ・他の地方公共団体等から同種の助成を受けない旨の宣誓書
- ・当該研修の修了証明書の写し（介護福祉士の場合は合格証と登録証の写し）
- ・受講料、教材費及び手数料の領収証の写し
- ・控除額が確認できる書類の写し

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

様

中能登町長

中能登町介護分野資格取得支援事業助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、中能登町介護分野資格取得支援事業助成金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、虚偽の申請、その他不正行為等により当該助成金の支給を受けた場合は、交付した後であっても当該助成金の返還が必要となりますので、併せてお知らせいたします。

記

取 得 資 格	
決 定 区 分	交付 ・ 不交付
交 付 決 定 額	円
不 交 付 の 場 合 の 理 由	
備 考	

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

中能登町長

住 所
氏 名
電話番号
印

中能登町介護分野資格取得支援事業助成金交付請求書

中能登町介護分野資格取得支援事業助成金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

取得資格								
交付決定年月日		年 月 日						
請求額 (交付決定額)		円						
振 込 先	金融機関名	銀 行 ・ 農協 信用金庫 ・ ()						
	本支店名	店 支店						
	預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()						
	口座番号							
	フリガナ							
	口座名義							

【添付書類】振込先通帳の写し等振込先が確認できるもの

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

様

中能登町長

中能登町介護分野資格取得支援事業助成金返還命令書

中能登町介護分野資格取得支援事業助成金交付要綱第11条の規定により、次のとおり返還を命じます。

記

1. 返還金額 円

2. 返還期限 年 月 日

3. 返還理由

4. 返還方法